

【作成上の留意事項】

1 「認知症による不適応行動」

認知調査における行動に関連する項目のうち、
「夜間不眠や昼夜が逆転している」「一人で外に出たがり目が離せない」「火の始末や火元の管理ができない」
「ろう便行為等の不潔行為がある」「異食行為がある」に関する項目に「ある」または「時々ある」が一つ以上ある場合で
「非常に多い」・・・毎日ある場合 「やや多い」・・・週1～2回以上ある場合
少しあり・・・月に1～2回以上ある場合を目安として判断する。

2 「在宅サービスの利用度」

サービス利用票別表に基づく支給限度基準額に対するサービス利用額割合をいう。
(区分支給限度額基準額単位数/サービス利用単位数×100)
算定の期間については概ね3ヶ月を基準とし、平均利用割合により判断する。
算定の基準となるサービスは次のとおりとする。

3 「③介護者の障害・疾病」

「介護は困難」・・・介護者が障害や疾病のため要介護者の排泄、入浴、移動、着替え、食事などのADL全般の援助が困難な場合
「多少は可能」・・・介護者が障害や疾病のため概ね2つ程度のADL援助ならばできる場合
「介護は可能」・・・介護者に障害や疾病はあるがADL全般の援助・介護が可能な場合を目安に判断する 4 「⑥

4 「他の同居介護補助者」

「随時あり」・・・週1～3回程度
「常時あり」・・・週4回以上程度を目安として判断する。なお、1日あたり2時間程度以上
または頻回以上とする

5 「居血縁者の介護協力」

「随時あり」・・・週1～3回程度
「常時あり」・・・週4回以上を目安として判断する

※他の医療機関や入所施設等に現在入院（所）している申込者の評価基準算定は、原則として退院（所）後予想される状況で判断する。